

平戸市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月27日(月) 午後3時00分から午後4時35分

2. 開催場所 平戸市役所3階大会議室

3. 出席委員(28人)

会長 33番 丸田 保

会長職務代理者 2番 須藤 豊博

委員

1番 吉福 弘実	3番 橋村弥壽夫	5番 松尾 正幸	6番 山村 茂巳
7番 筒井 幸吉	8番 本山 勝茂	9番 古里 時夫	10番 岡村 勝彦
11番 松山 矢市	12番 川尻 修治	13番 末永 武好	14番 山下 忠平
15番 塚本 順男	16番 瀧山 博	17番 濱崎 保久	18番 末吉 清彦
19番 林 憲治	20番 藤沢 和正	21番 阿部 榮	22番 石田 勝巳
23番 濱本 寿光	24番 川村 政幸	26番 大浦 正巳	28番 福田 延之
29番 藤永 和之	30番 西川 靖子		

4. 欠席委員(4人)

4番 七種 一郎 25番 横尾 秀雄 27番 松本 一郎 32番 宮田 克幸

5. 欠員(1人)

6. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名委員及び書記の指名

第4 会務報告

第5 議 事

報告 第 34号 農地法第4条の規定による届出について

報告 第 35号 農地改良等届出について

報告 第 36号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

議案 第 65号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第 66号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案 第 67号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第 68号 非農地通知申出について

議案 第 69 号 第12回農用地利用集積計画(案)について

議案 第 70 号 第5回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議案 第 71 号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

議案 第 72 号 農作業賃金等の標準額の修正について(案)

第6 閉 会

7. 事務局

事務局長 吉村 藤夫 参事兼班長 福海 富美子 係長 前川 優博

主査 浦上 裕希 主査 近藤 裕司

8. 傍聴人の数 2名

9. 公開・非公開の別 公開

10. 会議の概要

○事務局長

ただ今から平成29年3月期第12回総会を開会いたします。はじめに会長がご挨拶を申し上げます。

○会 長

本日は年度末の大変お忙しい中に、平成29年3月期第12回総会ご出席いただきまして有難うございます。いよいよ農繁期、早期の準備等で大変お忙しい時期になってまいりました。みなさん方におかれましては、農機具等による事故等がないように、一つ農作業に励んでいただきたいと思います。

いよいよ年度末もあと何日かに控えております。このたび人事発令等がございまして、後で局長からご案内があると思っておりますけれども、農業委員会も職員の異動がっております。後の懇親会の席でもご案内していきたいと思っております。今日は11の議案を提案申し上げますが、皆様の慎重なるご審議をいただきますようお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

○事務局長

ありがとうございました。本日は、4番委員、25番委員、27番委員、32番委員より欠席の届出がっております。18番委員から遅刻の届出がっております。よって、出席委員は定足数以上でありますので、総会は成立しております。

それでは、平戸市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、会長をお願いいたします。

○議 長

それでは、早速、議事に入ります。まず、日程第3の議事録署名委員および会議書記の指名を行います。平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

それでは、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員に、14番委員と19番委員をお願いします。書記には、事務局職員の参事を指名いたします。以上で日程第3を終わります。

○議 長

これより、平成29年3月期の会務報告と平成29年4月期の行事予定を、事務局長が行います。

○事務局長

それでは、平成29年3月期の会務報告と平成29年4月期の行事予定をご報告させていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

(3月会務報告、4月行事予定を報告)

○議 長

会務報告が終了しましたので、ここで、次回、平成29年4月期の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を平成29年4月26日水曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行いたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、次回総会を平成29年4月26日水曜日午前9時30分からとし、場所は平戸市役所会議室において行うことといたします。

《 報告第34号 農地法第4条の規定による届出について 》

○議長

早速、議事に入ります。報告第34号「農地法第4条の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

報告第34号「農地法第4条の規定による届出について」をご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。整理番号1番は、耕作用道路を新設するための届出です。

(報告第34号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第34号「農地法第4条の規定による届出について」は、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第35号 農地改良等届出について 》

○議長

次に、報告第35号「農地改良等届出について」を議題といたします。はじめに整理番号1番を議題といたします。ただし、この案件につきましては、平戸市農業委員会総会会議規則第19条による、議事参与の制限規定により、6番委員の退席を求めます。

(退席を確認してから)

○議長

事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書3ページをご覧ください。報告第35号「農地改良等届出について」をご説明いたします。整理番号1番は、段差がある土地について嵩上げし、耕作利便を図るものです。

先月、経営基盤強化促進法で貸借をされている農地です。

(報告第35号1番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第35号「農地改良等届出について」の整理番号1番は、届出のとおり処理済といたします。

それでは、6番委員の入場を求めます。

(入場を確認してから)

○議長

次に、同議案の整理番号2番を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書3ページをご覧ください。報告第35号「農地改良等届出について」をご説明いたします。整理番号2番は、段差をなくして耕作利便を図るものです。

(報告第35号2番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

○委員

届出農地は田んぼが472㎡で隣の又184番地は山という事でしょうか。

○事務局

はい。地目は山林です。

○委員

山林を田にするという事ですか。

○事務局

現時点では農地ではないです。使う時は地目は山林なんですが、現況は田という事で農地台帳システムに搭載する必要があると思います。現時点では農地を扱うわけではないので、届出農地には入っていません。

○委員

畑を水田には出来ないでしょう。

○事務局

農業委員会では手続き等はありません。農地は現況主義でいきますので、山林を農地にしたらいけませんというようなことはありません。地目を変えるなら法務局で手続きをしていただいて、農業委員会としては農地台帳システムに載せるという作業になります。

○委員

そうならば、皆さんは都合のいいように勝手に田や畑に変えるんじゃないですか。農林課は経営所得安定対策として三年以上耕作していなければ減反の助成はないんですよね。水田も米を作ってもいいんですけど、減反の助成はないということ、そのところをどのように折り合いを付けるのかなと思います。

○事務局

経営所得安定対策の対象農地は田でないといけないんですけど、それがこういう風に、今まで田ではなかったところを登録して補助の対象になるか確認していませんので、農林課に確認させてもらっていいでしょうか。

○委員

はい。

○議長

他にありませんか。

(質疑なし)

○議長

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第35号「農地改良等届出について」の整理番号2番は、届出のとおり処理済といたします。

《 報告第36号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について 》

○議長

それでは次に、報告第36号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

○事務局

報告第36号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」を説明いたします。議案書の4ページをお願いします。今月22件報告されていますが、整理番号1番から18番につきましては借人である〇〇〇〇氏死亡により相続人代表である母〇〇〇〇からの届出になっています。合意解約日、土地引渡日は死亡日平成29年1月16日となっています。読み上げる際は借人、合意解約日、土地引渡日を省略させていただきます。また整理番号21番、22番は議案第69号農用地利用集積計画で審議頂きますが、農地中間管理機構への集積、配分を行うための合意解約です。

(報告第36号1～22番を朗読：22件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第36号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について」は、届出のとおり処理することといたします。

《 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

○事務局

議案書9ページをご覧ください。議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。

(議案第65号1～4番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 4件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようです。議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」については、原案のとおり決定いたします。

《 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書10ページをご覧ください。議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。整理番号1番ですが、太陽光発電施設建設のための許可申請になります。整理番号2番ですが、駐車場用地として許可申請ですが、県の追認許可済となっています。この案件は、前回総会時に農地法5条に係る違反転用として報告をさせていただきました。内容としましては平成17年7月15日付けで住宅用地として転用許可が出ている農地です。しかしここを実際のところは住宅用地としてではなく駐車場として今まで使っ

ていたという内容でした。この時点で県に報告しましたところ、県の見解としましては農地法第5条の変更案件という事で前回総会に報告をしました。しかしながら、県が国に確認したところ、農地法5条許可は当時の申請者に出ているもので、農地法第5条許可は相続するものではないので農地法第5条の変更にあたらないというのが国の見解でした。それで、再度、県と協議を行い農地法第4条の追認案件として上げさせてもらうようになりました。これが、前回農地法第5条案件と話していたものを農地法第4条案件として上げさせていただいた経緯です。

(議案66号1～2番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」、説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いいたします。なお、整理番号2番については、申し合わせのとおり委員の説明を省略いたします。

○委員

整理番号1番の補足説明をします。この案件は11月総会の折りに農業振興地域除外申請が出たところで、今回は見ていません。申請農地は農地の端にあり耕作放棄地でした。申請者が自分で管理できないので太陽光発電パネルを設置するという事でやむを得ないと見てきました。ご審議よろしく申し上げます。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないようですので、議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について 》

○議長

次に、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書11ページをご覧ください。議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。整理番号1番は住宅建設のための申請です。整理番号2番は農家住宅建設のための申請です。農地に家を建てる場合は、一般住宅の場合は500㎡未満の基準がありますが、農家住宅は1,000㎡未満建ててよいという事になっています。それで申請農地が726㎡となっています。

(議案67号1～2番を朗読 パワーポイントを併用して説明 : 2件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終了しましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いいたします。

○委員

整理番号1番について補足説明します。15日午前中に地元委員、事務局と申請代理人で現地調査をいたしたところです。事務局の説明したとおり、宅地と申請農地を使って農地転用をしたいという申請であります。釜田地区の住宅密集地の一部であり、排水、日照等にはなんら支障はないと判断してきたところです。

○委員

整理番号2番について補足説明します。15日午後から南部地区委員、事務局と申請人で現地確認いたしましたわけですが、譲受人のつきましては、昨年火災にあいまして、その時に消防車をよんだわけですが、道が狭くて入れずに全焼になったわけですが、それで今回、小学校の運動場の真下になるわけですが、土地を購入して移転するようにされております。地目は田でございますが、何十年も作付けしておらずに畑の状態です。草を払ったり、児童の学習農園として芋を植えたりしておったわけですが、スライドの状態になっております。譲受人は80代で、夫婦でかなりの耕作をしております。今回は息子さんが出てきて農業を継ぐ

という事で住宅と倉庫を計画しております。排水等についても先ほど説明があったとおり問題はなく、南部地区委員全員一致で適当と認めてきました。ご検討をよろしく申し上げます。

○議 長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。事務局並びに担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は挙手を願います。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないようですので、議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第68号 非農地通知申出について 》

○議 長

次に、議案第68号「非農地通知申出について」を議題といたします。
事務局より議案の説明を求めます。

○事務局

議案書12ページをご覧ください。議案第68号「非農地通知申出について」を説明いたします。

(議案第68号1～4番を朗読、パワーポイントを併用して説明：4件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明を番号順に申し上げます。

○委 員

整理番号1番の補足説明をします。3月15日に事務局と地区委員6名、申請人代理人の立会いの元、現地確認をしました。スライドで見たとおり、10年以上耕作していない状態で、重機が入らない。水路確保が容易ではない。農地として維持できない状況でありますので、地区委員でやむを得ないと判断しました。ご審議の程よろしくをお願いします。

○委員

整理番号2番の補足説明をします。3月15日午前中、地区担当委員、事務局、申出人で現地確認をいたしました。スライドで見てわかるように、申出農地の中は蜜柑畑だったそうです。植林して防風林だけが大きくなっているというのが現状のようです。3番目の申出農地は田があったそうですが山になっています。中央分離帯の木を植えていたそうですが、大きくなっているそうです。畑をするにしても取り付け道路も狭く、申出人も80歳を過ぎておりますし、後継者もいない。後、何年農業できるかわからないので山林化でお願いしますという事でした。よろしくをお願いします。

○委員

整理番号3番について説明いたします。3月15日に、南部地区委員、事務局、申出代理人で現地調査をしました。写真で見ていただいたとおり、木も生えておりますが竹やぶで、中に入ってみると猪の巣になっていました。申出人は高齢でもあるし、どうしても耕作できないという事でした。よろしくをお願いします。

○委員

整理番号4番について説明いたします。3月15日に、中部地区委員6名、事務局、申出人と現地確認をしました。見てのとおり、竹やぶになっていまして、道も狭く、小さいトラクターしか入らない。作付けするのも難しい。中部地区委員全員でやむを得ないと見てきました。ご検討をお願いします。

○議長

ただ今、補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。事務局並びに地区担当委員からの説明について、何かございませんか。発言のある方は、挙手を願います。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第68号「非農地通知申

出について」は原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないということですので、議案第68号「非農地通知申出について」は、原案のとおり非農地として決定いたします。

《 議案第69号 第12回農用地利用集積計画(案)について 》

○議長

次に、議案第69号「第12回農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書14ページをお願いします。議案第69号「第12回農用地利用集積計画(案)について」を説明いたします。利用権設定各筆明細(賃借権)4年から6年になります。新規1件2筆4,105㎡、再設定2件9筆7,801㎡、合計3件11筆11,906㎡となります。

(整理番号1～3番を朗読：3件)

議案書15ページをお願いします。利用権設定各筆明細(賃借権)10年以上になります。新規3件11筆14,739㎡となります。

(整理番号1～3番を朗読：3件)

議案書16ページをお願いします。利用権設定各筆明細(使用貸借)になります。新規2件2筆1,177㎡、再設定2件3筆2,224㎡、合計4件5筆3,401㎡となります。

(整理番号1～4番を朗読：4件)

議案書17ページをお願いします。農地中間管理機構との使用貸借権を設定するものです。新規1件貸借期間5年が3筆4,447㎡、新規1件貸借期間10年が7筆10,375㎡となります。合計2件10筆14,822㎡となります。

(整理番号1～2番を朗読：2件)

議案書18ページをお願いします。耕作放棄地解消事業として農地中間管理機構との使用貸借になります。新規11件貸借期間5年が34筆12,865㎡となります。

(整理番号1～11番を朗読：11件)

議案書20ページをお願いします。農地中間管理機構との賃借権になります。新規1件貸借期間10年が5筆3,102㎡となります。

(整理番号1番を朗読：1件)

議案書21ページをお願いします。所有権移転各筆明細になります。1件2筆1,659㎡となります。

(整理番号1番を朗読：1件)

○議長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第69号「第12回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議がないという事ですので、議案第69号「第12回農用地利用集積計画(案)について」は、原案のとおり決定いたします。

《 議案第70号第5回農用地利用配分計画(案)に対する意見について 》

○議長

次に、議案第70号「第5回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題いたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案書23ページをお願いします。使用貸借の配分計画になります。新規で貸借期間5年1件が3筆4,447㎡、貸借期間10年1件が7筆10,375㎡となります。合計2件10筆14,822㎡となります。

(整理番号1～2番を朗読：2件)

議案書24ページをお願いします。耕作放棄地解消事業使用貸借の配分計画になります。新規2件貸借期間5年が34筆12,865㎡となります。

(整理番号1～2番を朗読：2件)

議案書26ページをお願いします。賃借権の配分計画になります。新規1件貸借期間10年

が5筆3, 102㎡となります。

(整理番号1番を朗読：1件)

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かございませ
んか。

○委 員

この事業に対しては反対ではないです。内容を知りたいんですけど、24ページの受け
手が椿を植えるという事で耕作放棄地解消事業でという事になっていますが、この事業概要
を教えてください。

○事務局

耕作放棄地解消事業につきましては、国の事業ということで、10a当たり5万円の補助
がでます。今回は基盤を整備する分だけですけど、内容としましては、他に農地の土質の改
良等もあると聞いております。現状としましては最終的には農林課が現地を見に行きます。
農地利用状況調査結果を見たときにA判定の土地が該当になるという事です。ただし、農業
振興地域内です。

○委 員

要するに、基盤整備、元の畑にするための事業ですね。植栽とかではなくて基盤整備です
ね。

○議 長

いいですか。他にございませんか。

(質疑なし)

○議 長

他に質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第70号「第5回農
用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、原案のとおり決定することにご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

異議がないということですので、議案第70号「第5回農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は原案のとおり決定いたします。

《 議案第71号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について 》

○議 長

次に、議案第71号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について」を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局

議案第71号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について」を説明いたします。議案27ページをご覧ください。これが先月の総会で検討していただいた案件になりますが、譲受人が最低持たないといけない面積になります。下限面積は50aとなっておりますが、各地区の現況に合わせて、別に設定することが出来ます。それが別段面積となっております。この別段面積なんですけれども、毎年実施している利用状況調査の結果を基にして、毎年、検討しなければならないとなっております。そこで前回総会で検討していただいた結果をこのようにして今回提案させてもらいました。前回総会で検討していただいたように獅子地区の別段面積を40aで上げさせていただきました。

○議 長

ただ今、事務局より説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第71号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について」は、原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

《 議案第72号 農作業賃金等の標準額の修正について (案) 》

○議 長

次に議案第72号「農作業賃金等の標準額の修正について(案)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局

議案第72号「農作業賃金等の標準額の修正について(案)」を説明いたします。議案書28ページをご覧ください。平成29年度農作業賃金等の標準額につきましては、前回総会で承認をいただいたところですが、修正をさせていただいています。修正箇所ですが、前回の表では一般農作業の後に蜜柑収穫という作業名を入れていました。蜜柑収穫作業が5,500円から6,500円という単価設定をさせてもらっていたんですが、前回ご指摘がありましたが、県の最低賃金715円になっていて、715円で計算した場合5,500が最低賃金を下回ることになりました。事務局内で協議を行い、蜜柑収穫作業の問い合わせは何年もあっていないこともあり、蜜柑収穫作業を削らせていただいて、一般農作業に入れさせていただくという、この部分を修正させていただきたいと思います。以上です。

○議 長

ただいま事務局より議案第72号「農作業賃金等の標準額の修正について(案)」の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かございませんか。

○議 長

質疑がないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。

議案第72号「農作業賃金等の標準額の修正について」については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

意義がないということですので、議案第72号「農作業賃金等の標準額の修正について(案)」については、原案のとおり決定いたします。

○議 長

それでは、本日子定しておりました総会議案は、全ての審査を終了いたしました。お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、その字句、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任する事に決しました。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

○議 長

以上をもちまして、平戸市農業委員会平成29年3月期、第12回総会を閉会いたします。

— 午後4時35分終了 —

11. 議事録の公開

公開する

12. 会議配布資料の名称

- ・資料1 農地法第3条調査書
- ・資料2 平成28年度農業者年金加入推進報告
- ・資料3 平成29年度農業委員会総会開催日程表 (案)

議事録の作成者の職氏名

農業委員会事務局

参事兼班長 福海 富美子

議事録署名

平成 29 年 3 月 30 日

会 長 丸 田 保

14 番委員 山 下 忠 平

19 番委員 林 憲 治